

平成22年第5回玉城町議会定例会会議録（第1号）

1. 招集年月日 平成22年6月10日

2. 招集の場所 玉城町議会議場

3. 開 会 平成22年6月10日

4. 応召議員

1番 小林 一則 君	2番 中野 勇 君
3番 山本 静一 君	4番 北川 雅紀 君
5番 鈴木 加奈子 君	6番 小林 豊 君
7番 前川 隆夫 君	8番 風口 尚 君
9番 川西 元行 君	10番 中瀬 信之 君
11番 山口 和宏 君	12番 奥川 直人 君
13番 高木 市郎 君	14番 東谷 富雄 君

5. 不応召議員 なし

6. 出席議員 14名

7. 欠席議員 なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

町 長 辻村 修一 君	副町長 坪井 信義 君
教育長 山口 典郎 君	会計管理者 前田 浩三 君
総務課長 中郷 徹 君	税務住民課長 小林 一雄 君
生活福祉課長 林 裕紀 君	建設課長 森島 千里 君
上下水道課長 松田 幸一 君	病院老健事務局長 田畑 良和 君
教育事務局長 辻 誠 君	総務担当課長補佐 田村 優 君
産業振興課長 田間 宏紀 君	政策財政担当課長補佐 中村 元紀 君
教育委員長 加藤 禎一 君	監査委員 中西 正光 君

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 大南 友敬 君	同書記 宮本 尚美 君
同書記 内山 治久 君	

10. 提出議案

日 程

第 1. 会議録署名議員の指名

第 2. 会期の決定

第 3. 諸報告

第 4. 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号））

第 5. 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度玉城町老人保健特別会計補正予算（第1号））

- 第 6. 議案第 4 0 号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第 7. 議案第 4 1 号 玉城町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 8. 議案第 4 2 号 町長及び副町長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について
- 第 9. 議案第 4 3 号 教育委員会教育長の給料及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 第 1 0. 議案第 4 4 号 町税条例の一部改正について
- 第 1 1. 議案第 4 5 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 1 2. 議案第 4 6 号 平成 2 2 年度玉城町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 3. 議案第 4 7 号 平成 2 2 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)

(午前 9 時 0 5 分 開会)

○議長 (小林一則君) ただいまの出席議員数は 1 4 名で定足数に達しております。よって平成 2 2 年第 5 回玉城町議会定例会は成立致しましたので開会いたします。町長より定例会召集の挨拶があります。町長 辻村修一君

○町長 (辻村修一君) 平成 2 2 年第 5 回の定例町議会開会にあたりまして、冒頭の開会の挨拶を兼ねまして私の基本的な姿勢方針を申し上げます。このことにつきましては、すでに町の広報、あるいはケーブルテレビでも申し上げておるところでもございますけれど、検めまして、議員各位並びに町民のみなさんのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

4 月 1 1 日執行の玉城町町長選挙におきまして、無投票当選をさせていただき 4 月 1 9 日から 2 期目に就任をさせていただいておるところであります。過去 4 年間を振り返りまして、格別のご支援をいただき、私が掲げました、たくさんの取組みを推進することができましたこと有り難く思っておる次第でございます。

おかげさまで玉城町が町内外から高い評価をいただき県外からも行政視察にたくさんお越しをいただく、そういう町になっておる状況でございます。また、県内でも珍しく人口が徐々に増加をする町であります。そういうなかこれからの町づくりをどういうふうに進めていくのか。この機会に検めてお話をさせていただきたいと思っております。

まず、一期目の公約に引続きまして、「安心して暮らせることのできる、そして活力のある町づくり」この実現に精一杯取り組んでまいります。まず「安心して暮らせるまちづくり」といたしましてはこれからも町民のみな様が健康で元気に暮らしていけるため「健康しあわせ委員」のみなさんに協力をお願いしながら、徹底した形での健康づくりの取組みを進めてまいります。

昨年 1 1 月から実証実験を行っております「オンデマンドバス」につきましては、新しい情報通信技術も導入しまして、更に利用しやすくなるよう力を入れてまいります。

子育て支援事業といたしましては、下外城田の地域に現在その施設が無いために、平成 2 3 年度の「下外城田小学校校舎の増築」と併せて「放課後児童クラブ」の建築を進めて

参ります。

またその他福祉医療の取組みについても、引き続き力を入れてまいります。

活力のある町づくりを進めていくために今年の1月に設置をいただきました地域産業戦略会議のみなさんから具体的な産業振興の提言いただくことになっております。その提言をもとに玉城町の代表産業の振興、町内企業のみなさんと連携をしながら、更に町の活力をつけるために努力をしております。平成21年度から始まりました国の緊急経済対策事業によりまして、平成22年度に太陽光発電設備設置工事を町内全小中学校で完成する運びになっておりますが、引き続きこれからの地球環境、地域の環境を守るために、CO₂の削減の取組みを続けてまいります。また町内保育所、小中学校の空調工事につきましても、順次進めてまいります。今後も保育所あるいは小中学校の環境を整え、子どもたちが集中して勉学に勤しめるように環境整備を進めてまいります。

町民のみなさんと協働しながら住民のみなさんでできることは協力をお願いして、地域を守っていかねばならないと考えております。町が取り組むいろんな活動につきましても、地域みなさん方との情報の交換をしながら職員が一丸となって産業の振興や福祉の取組みに力を入れてまいります。「安心して暮らせる玉城町・活力のある玉城町」を将来像として掲げ、みなさんと一緒になってこの町に住んでよかった、これからも住み続けたいと思っていただける。更には、この町に座った若い方々が、玉城町に対して愛着や誇りを感じながら成長していく。こんな町づくりにこれからも力を入れてまいりたいと思っております。議員各位、町民のみな様の各段のご支援ご協力を賜りますようお願いを申し上げます次第でございます。

なお、本定例会に提案をしております主な内容につきましては、一般会計補正予算をはじめとする諸議案につきましても慎重な審議を賜り、各般の施策が実現できますことを念願し、開会のあいさつと致します。どうぞ宜しくお願いを致します。

○ 議長（小林一則君）これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手許に配布のとおりであります。

○ 議長（小林一則君）日程第1．会議録署名議員の指名を行ないます。本日の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、議長において

2番 中野 勇君 3番 山本静一君

の2名を指名致します。

○ 議長（小林一則君）次に、日程第2．会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。今期定例会の会期は、本日から6月21日までの12日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から6月21日までの12日間と決定致しました。なお、会期中の会議予定につきましては、先日配布致しました会期日程案のとおりでありますので、ご了承願います。

○ 議長（小林一則君）次に、日程第3．諸報告を致します。

地方自治法第213条及び地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告第1号 繰越明許費、繰越計算書玉城町一般会計分報告第2号 繰越明許費、繰越計算書山村振興事業特別会計分及び、地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告第3号 玉城町下水道事業会計の予算繰越計算書計の提出がありましたので、お手許に配布いたしておきましたから、ご了承願います、次に、報告第4号、町長から地方自治法第243条の3第2項の規定により度会土地開発公社の経営状況を説明する書類、又報告第5号 監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成22年2月分ないし平成22年4月分についての例月出納検査の結果報告書の提出がありましたので、それぞれその写しをお手許に配布致しておきましたから合わせてご了承願います。

以上で、諸報告は終わります。

○ 議長（小林一則君）次に、日程第4．議案第38号専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

○町長（辻村修一君）議案第38号 平成22年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

本議案は、平成21年度会計の償還収入に3千39万6千円の歳入不足が生じたため、平成22年度会計から繰上充用により補填しなければならない必要が生じましたが、議会を収集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により5月31日に専決処分をいたしました。

なお、詳細は、税務住民課長から説明致させます。

宜しくご審議の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

○議長（小林一則君）税務住民課長 小林一雄君

○税務住民課長（小林一雄君）それでは議案第38号 平成22年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）専決処分の承認を求めることについての補足説明を申し上げます。今回の補正は平成21年度会計の償還収入に3千39万6千円の歳入不足が生じたため平成22年度会計から繰上充用により補填をするものであります。

補正予算書7ページをお願いをいたします。歳入で款4・諸収入、項1・貸付金元利収入、目1・住宅新築貸付資金等貸付金元利収入、節2・滞納繰越分につきまして、3千39万6千円を計上いたし同額を歳出の前年度繰上充用金としたものであります。本案につきましては、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことがあきらかであることから、平成22年5月31日に専決処分をさせていただきました。貸付金の回収状況の概要を説明させていただきます。平成21年度の現年度の償還金につきましては未収金121万3千54円で回収率68.1%であり、近年は70%前後の推移をしているも

のであります。徴収につきましては努力をいたしておるところでございますが、なかには返済能力等につきまして極めて乏しい方もみえまして、過年度分の回収率は横ばいの状況であります。引き続き回収の向上と貸付金の目的、返済の義務につきまして、ご理解を頂きますよう努力いたしまして回収に努めたいと思います。何とぞご理解を賜りましてご審議いただきますよう宜しくお願いをいたします。

○議長（小林一則君）以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、議案に対する質疑・討論・採決を行います。

それでは議案第38号 専決処分の承認を求めることについての質疑を行います。発言を許します。5番 鈴木加奈子さん。

○5番（鈴木加奈子さん）今、回収に努力しているということでお話があったんですけども、どのようにしているのかということと、もうひとつは収入できない、徴収ができない状況はどのような状況なのか、もう行方不明だとか、あるいは生活保護の受給者という状態でその方たちから徴収するということが不可能な状態であるとか、そういった説明をいただきたいと思います。

○議長（小林一則君）税務住民課長 小林一雄君

○税務住民課長（小林一雄君）回収につきましてはほとんどの方が口座振替等ということになっておりますので、口座振替等の依頼をだしましてやらせていただいておりますけれども、当然のことながら財政的というんですか、家庭収入上、口座等の残高不足ということで返ってきているということが多々ございます。それにつきましては、再度、直接ご本人さんにご連絡申し上げまして、振替というんですか、納入をいただきますように連絡をとってやっております。また、過年度分等につきまして納めていただけない方が現実のところございまして、その方につきましては直接お会いをいたしましてお話いたしておりますけれども、償還を返してかないかということとは十分に理解をいただいております。ただ、現実的に今日今日のお金もなかなか難しいということでありまして、もう少し待つてほしいということの回答をいただきまして、こちらの方も収入的に支払える時期がきたら払ってくださいということをお願いをいたしまして面談をおえているという状況でございます。

○議長（小林一則君）5番 鈴木加奈子さん

○5番（鈴木加奈子さん）支払えないというような状態というのは国保会計におきましても国民健康保険料が払えないという方が今増えてきております。そういった人たちの場合には減免制度を持ったりするとか、分納ですね、少額ずつでも納めて下さいというようなことをお願いをしております。この住宅資金の貸付事業については国保料とは同じようなことにはならないとは思いますが、免除するということにはならないと思うんですけど、少額ずつでも月々納めていただいている方、それから規定どおりお納めていただいている方、全然納めていただくということが難しい状態の方、それぞれ何件ずつありますかお伺いをいたします。

○議長（小林一則君）税務住民課長 小林一雄君

○税務住民課長（小林一雄君）現実的に現年分等の完納の方というのが8人8件分です。当

然個人の方によりましては、土地の購入、住宅を建てる場合と両ほど借りていただいている方もおりますので、件数的には増える場合もございます。一応今のところ現年分等の完納いただいている方が8人8件分です。それから、滞納分につきましては、12人15件の方でございまして、その内、一度もお納めいただけていない方というのは、2人2件というかたちになっております。

（「分納は」という声あり）

分納の方については残りの方になりますので、10人で13件というかたちになります。

○議長（小林一則君）他にありませんか。5番 鈴木加奈子さん

○5番（鈴木加奈子さん）町長、この件につきましては、県の同和事業に対する考え方の間違いということからこのような事態を招いておまして、非常に県の歪んだ同和行政が玉城町の財政を圧迫するという。こういう事態を招いているということは非常に県の責任問題が大きいわけでございます。そんななかであります、これに対する玉城町に対して、各市町に対してですね。県はどんな責任を負っているんですか。援助をしてくれているのかどうなのか。納める金がなくなったから、不足したから22年度分から繰上充用という話ですけれども、これは数字を動かすという問題だけではございませんのですね。その点について町長としてはどのようにお考えになっているのかお伺いをしておきたいと思えます。

○議長（小林一則君）町長 辻村修一君

○町長（辻村修一君）この件につきましては、法に基づくところの同和対策事業、地域改善対策事業の中での施策ということで、ずっと歴史があるわけでありまして、全国的、あるいは県下の中でも今の玉城町のような状況が起こっておる現状がございます。従って、県、あるいは国として、このことに対してもっと地方の実状をもっと理解をしていただいて対策を講じてほしいと思っておる次第でございます。今、具体的な対策は講じていないという状況でございます。

○議長（小林一則君）他にありませんか。

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより、討論を行います。先ず、反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。これより採決を致します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小林一則君）次に、日程第5．議案第39号 専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。

町長より、提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

○町長（辻村修一君）議案第39号 平成22年度玉城町老人保健特別会計補正予算（第1

号)の専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

本議案は支払基金交付金、並びに国庫負担金の交付不足のため、平成21年度に生じた歳入不足を平成22年度会計から繰上充用によって補填しなければならない必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により5月31日に専決処分をいたしました。

予算の概要については歳入歳出とも5万6千円を追加し、予算総額を20万6千円とするものです。

なお、補足は省略いたします。

宜しくご審議の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

○議長(小林一則君)以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、議案に対する質疑・討論・採決を行います。

それでは、議案第39号 専決処分の承認を求めることについての質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより、討論を行います。先ず、反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。これより採決を致します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長(小林一則君) 次に、日程第6. 議案第40号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてないし日程第11号 議案第45号玉城町国民健康保険条例の一部改正についてを一括議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

○町長(辻村修一君) 議案第40号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、育児休業、介護休業等育児又は、家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律(平成21年度法律第65号)、並びに国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(平成21年法律第93号)による地方公務員法の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)の一部改正が、本年6月30日から施行されることに伴い、本条例の改正を行うものであります。

なお、詳細は、総務課長から説明いたさせます。

次に議案第41号 玉城町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案につきましても前議案と同様に、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律、並びに国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律による地方公務員法の育児休業等に関する法律の一部改正が、本年6月30日から施工されることに伴い、本条例の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長から説明いたさせます。

次に議案第42号 町長、副町長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

1期目に引き続き、2期目においても町の財政状況、職員の給料等考慮いたしまして、特別職の給料につきまして5%引き下げを行うため、改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長から説明いたさせます。

次に議案第43号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

前議案同様、教育長につきましても5%の引き下げを行うものであります。

なお、補足は省略いたします。

次に議案第44号 町税条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は地方税法等の一部を改正する法律が、4月1日から施工されたことにより、5月13日の臨時議会で専決処分をお願いしたところでございますが、施行期日が本年6月2日以降となっているものについて、今回のご提案を申し上げるものです。

なお、詳細につきましては、税務住民課長から説明いたさせます。

次に議案第45号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律及び関係政令並びに省令が5月19日に公布されたことによる条例の改正、及び所得税法の一部を改正する法律の施工に伴う関係条文の整備、また、厳しい経済情勢が続く中、非自発的失業者の保険料の負担を低減するための政令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

なお、詳細については、生活福祉課長から説明いたさせます。

以上、条例改正5件について、宜しくご審議の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

○議長（小林一則君） 総務課長 中郷 徹君

○総務課長（中郷 徹君） 議案第40号、同じく議案第41号の改正につきましては、育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、雇用保険法等の一部を改正を受けまして今回改正をお願いするものでございます。その主旨といたしまし

ては、少子化対策の観点から、・・・仕事と子育ての両立支援を進めますために男女ともに子育て支援等をしながら働き続けることができる雇用関係を整備しようとするものでございます。

議案補足資料、条例改正新旧対照表をご覧いただきながら、説明を進めてまいりたいと思います。

まず、議案第40号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましてご説明を申し上げます。

まず8条の3についてでございますが、ここでは、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限を定めておるところでございますが、第2項に3歳までの子を養育する職員について職員から請求があった場合につきましては、所定外の勤務につきましてこれを免除する。こういった規定を新設いたしておるものでございます。

以下3項から5項までにつきましては、第2項の先ほどの新設に伴います項番号、それから引用規定、これらのものを整理をしますとともに父親も子育てができる働き方の実現に向けました改正を行うものでございます。

附則第1条におきましては施行期日を定めておるところでございますが、平成22年6月30日施行といたしております。なお経過措置につきましては、公布の日から施工といたしておるものでございます。

続きまして議案第41号 玉城町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。第2条におきまして、育児休業をすることができない職員の範囲を定めておるところでございます。非常勤職員、臨時時に任用させる職員を対象からはずすとともに職員の配偶者の就業、育児休業の取得の有無にかかわらず育児休業をすることができるよう改正をいたしておるものでございます。

続きまして第2条の2につきましては子の出生後8週間以内に育児休業を取得した職員について再度、育児休業の取得を可能とする規定を新設する措置でございます。

第3条第4号におきましては夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかに関わりなく最初に育児休業をしたのち三か月以上経過した場合に再度の育児休業をしたことができるようにする措置をここでいたしております。第5条におきましては職員ではないもう一方の親が状態としてこの養育をすることとなった場合におきましても、育児休業を取り消す事由には当たらないといった改正でございます。

第9条でございますが、ここでは非常勤職員、臨時的に任用される職員につきまして、育児短時間勤務をすることができない職員といったものから除外をする措置でございます。併せまして職員の配偶者の収容や育児休業の取得の有無に関わりなく育児短時間勤務をすることができるよう同時にここで改めているものでございます。

第10条におきましては夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかに関わりなく最初の育児短時間勤務をしたのち、3ヶ月以上経過した場合に前回の育児短時間勤務の終了から一年以内にあっても再度の育児短時間勤務ができるようここで改めているものでございます。

13条でございますが、職員が育児短時間勤務によって子を養育する場合にもう一方の

親がその子の養育をすることができるようになった場合におきましても育児短時間勤務を取消す事由には当たらないといったことをここで規定を活かしております。

第9条でございますが、職員の配偶者の就業の有無、育児休業等の育児休業取得の有無等の状況に関わらず職員は部分休業ができることといたしまして併せて非常勤職員も部分休業をできる者はするようにここで改めておるものでございます。附則第9条におきまして施行期日を平成22年6月30日と定めておるものでございます。

続きまして議案第42号町長及び副町長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について補足説明を申し上げます。これについては添付資料はございません。本来の条例附則第2条におきまして、平成18年7月1日から平成22年4月18日までの間、つまり辻村町長第1期目の任期満了までの間におきましては、条例第1表に給料月額を定めておるところでございますが、この規定に関わりなく5%減じた額を支給するように定めてまいったところでございますが、平成22年7月1日から平成26年4月18日までの期間におきましても給料月額を5%減じて支給するものでございます。なお、今回の措置につきましては、報酬申への諮問、またはこれに対する答申をいただく形ではなくして、町長の2期目にあたりましての自身の考え方から今回、減額を申し上げておるものでございます。以上、ご審議を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

○議長（小林一則君） 税務住民課長 小林一雄君

○税務住民課長（小林一雄君） 議案第44号町税条例の一部改正につきまして補足説明を申し上げます。条例改正の要旨につきましては、議案補足資料条例改正新旧対照表12ページ議案第44号資料2に基づきご説明申し上げます。また、この中で条・号のずれ、及び条文整備とありますものは、地方税法、法人税法、租税特別措置法などの法律の一部改正で、削除や条項等がずれたことにより、町税条例の改正をするものでありますので、説明を省略させていただきます。なお、改正の詳細につきましては、5ページから11ページの資料1の新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。それでは議案第44号資料2に基づきまして、説明をさせていただきます。まず12ページの条例36条の3の2の創設であります。所得税におきましては今回の税制改定において所得控除から手当への考え方の基本、こども手当の創設や、高校授業料の実質無償化と相成って扶養控除の見直しが行われました。

また、個人町民税の所得控除につきましては、従来、項目控除額ともに所得税の範囲内としているところであり、こうした所得税との税対上の整合性や地方団体の財源充実等の観点から、個人住民税においても扶養控除の見直しが行われました。具体的には、16歳未満の年少扶養控除33万円の廃止、及び16歳以上19歳未満にかかる特定扶養控除の見直し部分12万円の廃止が決まっております。年少扶養控除の廃止に伴い所得税においては、年少扶養控除に関する情報を収集する必要がなくなります。個人町民税につきましては、非加税制度が設けられており、その判定基準の算定に扶養親族の数が用いられることから、引き続き年少扶養親族を含めた扶養親族の情報を把握する必要があるため、扶養親族の情報に関する根拠規定が新たに設けられたものであります。

続きまして13ページの条例36条の3の3の創設ですが、前条と同様で年金受者にお

いての扶養親族の情報収集に関する規定を設けたものでございます。以上の2点につきましては、施行期日は平成23年1月1日となっております。

次に14ページの条例95条の改正であります。たばこ税の税率を千本につき、3,298円から4,618円に引き上げるものでございます。条例附則第16条の2の改正であります。旧3級品のたばこ税の税率を1,000本につき1,564円から2,190円に引き上げるものでございます。なお、経過措置といたしまして、10月1日の指定期日現在において、販売目的でたばこを所持している小売り事業者等につきまして、町たばこ税を課することを附則において規定をしております。この2点につきましては施行期日は平成22年10月1日でございます。

続きまして、15ページの条例附則第19条の3の改正であります。平成24年から実施される上場株式等に係る20%本則税率化に合わせて、少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税措置が租税特別措置法の一部改正において制定されました。具体的には平成24から26年までの間に開設された非課税口座内において管理されている上場株式等において、毎年新規投資額で100万円を上限に10年以内に支払いを受ける配当所得および譲渡所得については個人住民税が非課税とされるものです。この非課税口座の創設につきましては、租税特別措置法において非課税とされ地方税法施行規則において引用されるため条例において特段非課税措置の規定を置くことなく非課税となる上場株式等にかかる譲渡所得に関する所得計算の特例の規定のみを設けるものでございます。この改正につきましては、施行期日が平成25年1月1日となっております。

以上簡単ですが補足説明といたします。

なにとぞご審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（小林一則君）生活福祉課長 林 裕紀君

○生活福祉課長（林裕紀君）それでは議案第45号玉城町国民健康保険条例の一部改について補足説明を致します。

今回の改正の主なものにつきましては、厳しい経済情勢が続くなか、中間所得者層の負担に配慮しながら低所得者の方の国民健康保険料の軽減を図るため、市町村が徴収する保険料の限度額の引き上げを行うとともに、一定の理由により辞職した方が国民健康保険に加入された場合その保険料を軽減しようとするものであります。

具体的には被保険者間の負担の公平及び中間の取得者層の負担の軽減を図るため、基礎負担額の限度額を47万円から50万円に後期高齢者支援金等負担額の限度額を12万円から13万円に引き上げるものでございます。また、非自発的失業者、倒産、解雇等、事業主の都合で離職された方、又は、雇用期間満了等により、離職された方が国保に加入された場合国保料の所得割の賦課算定の際に失業時からその翌年度末までの間、前年所得の計測を100分の30に。すなわち7割減じて算定するというものでございます。

新旧対照表につきましては、資料16ページから添付をしておりますので、後刻ご覧いただきたいと思っております。

以上補足説明とさせていただきます。宜しくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（小林一則君）以上で、提案理由の説明は終わりました。

ここで10時まで休憩いたします。

(午前 9:50 休憩)

(午前 10:00 再開)

○議長（小林一則君）再開いたします。

次に日程第12. 議案第46号 平成22年度玉城町一般会計補正予算（第1号）ないし日程第13. 議案第47号 平成22年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを一括議案といたします。町長より提案理由の説明を求めます。

○町長（辻村修一君）議案第46号 平成22年玉城町一般会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回提案申し上げます補正予算は、当初予算を骨格予算として編成したため、肉付け予算としているものでございまして、歳入歳出それぞれ3億6千540万円を追加し、予算総額48億1千540万円とするものであります。

補正予算の主なものといたしましては、民生費において、「情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金」を受けて、ICTを利用した『外出支援』『安全見守り』『安全情報配信』のサービスを通じてオンデマンドバスの利用を促進し、高齢者など外出支援や町民の健康増進を図り、さらに見守り体制、安全情報の発信により安心して暮らせるまちづくりを進めるための予算を計上しています。

衛生費では、肺炎球菌予防接種へ補助金の新設、地球温暖化防止の観点から、まず、町内の3箇所にLED防犯灯を設置し、普及啓発を行い順次LED化を図っていきたいと考えています。併せて、昨年度廃止した太陽光発電システム設置補助金を再開する予算を計上しています。

労働費では、昨年に引き続き雇用対策に積極的に取り組むため、今回2千600万円弱を追加し、1億3千900万円を超える予算としています。

農業振興費では、従来から取り組んでいる玉城産米による米飯給食に加え、地元産の食材の利用を促進するため、学校給食会補助金103万4千円の新規計上、小額ではありますが、宮崎県の畜産農家に大きな被害を与えた口蹄疫の予防費用なども計上しています。

教育費では、下外城田小学校の空調整備等の内示がありましたので、今回予算計上しています。

また、健康増進のため、トレーニングジム機器購入費用も計上しています。

よろしくご審議の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、副町長から説明いたさせます。

次に、議案第47号 平成22年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、昨年の所得の確定に伴い、平成22年7月本算定に向け、保険料の確定を行ったものであります。

昨年度は、医療費の増加により一般会計から4千万円借入を行いました。

しかしながら、後半、医療費も落ち着きをとり戻しており、今回の補正予算では、これに応じた医療費の見直しを行うものです。

今年度も昨年度に引き続き国保料の値上げを行います。昨今の経済情勢等を鑑み、被保険者の方に急激な負担にならないように、一般会計から2千万円の貸し付けを行い、保険料の改定を昨年並みに抑えました。

平成20年度から義務付けされた特定健診・特定保健指導等にさらに積極的に取り組み、被保険者の健康保持、また国保財政の安定化を目指し、医療費の適正化に努めてまいりたいと存じます。

補正予算の概要ですが、歳入歳出とも、2千142万4千円を減額して、予算総額13億6千87万円とするものであります。

宜しくご審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細については、生活福祉課長から説明いたさせます。以上でございます。どうぞ宜しくお願いを申し上げます。

○議長（小林一則君）副町長 坪井信義君

○副町長（坪井信義君）議案第46号成22年度玉城町一般会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。今回提案申し上げます補正予算は当初予算を骨格予算編成したため、肉付けの予算となっております。歳入歳出予算に3億6千540万円を追加し、歳入歳出予算総額48億1千540万円とするものであります。

また、予算書のなかで財務会計システムを更新いたしましたので、以前は既決予算があるものに、補正で追加したものはプラスの表示がございましたが、新システムでは表示ができませんので今回の予算書につきましては更新ということでご了承いただきたいと思っております。それでは、予算書にそって説明をさせていただきます。

（補正予算書朗読方々説明する）

○議長（小林一則君）生活福祉課長 林 裕紀君

○生活福祉課長（林 裕紀君）議案第47号 平成22年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の補足説明をいたします。

（補正予算書朗読方々説明する）

○議長（小林一則君）以上で提案理由の説明は終わりました。

本日の日程はすべて終了致しました。

明日、11日は午前9時から本会議を開き、町政一般に関する質問を行いますから定刻までにご参集願います。

本日は、これにて散会します。どうもご苦労様でした。

（午前10時24分 散会）